

食品安全委員会（第941回会合）議事概要

日 時：令和6年6月4日（火） 14：00～14：36

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：山本委員長ほか5名出席

傍聴者：一般12名

- （1）農薬第二専門調査会における審議結果について
- ・「ヨウ化メチル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→浅野委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第二専門調査会に依頼することとなった。

- （2）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
- ・農薬「エスプロカルブ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、農薬第五専門調査会におけるものと同じ結論、「エスプロカルブの許容一日摂取量（ADI）を0.01 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.05 mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- ・農薬「エトフェンプロックス」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第三専門調査会におけるものと同じ結論、「エトフェンプロックスの許容一日摂取量（ADI）を0.031 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を1 mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

(3) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について
(第28回：令和5年9月30日時点)

→事務局から報告。

(4) その他

・農薬4品目「キノクラミン」、「フィプロニル」、「プレチラクロール」及び「プロパモカルブ塩酸塩」を調査審議する専門調査会の指定について

→山本委員長から報告。

農薬「キノクラミン」については農薬第四専門調査会、農薬「フィプロニル」については農薬第五専門調査会、農薬「プレチラクロール」及び「プロパモカルブ塩酸塩」については農薬第三専門調査会において、それぞれ調査審議するよう指定したことが報告された。